

「第11回青森県原子力政策懇話会」議事録

日 時：平成17年5月19日(木) 13:30～16:15

場 所：ウェルシティ青森 2階 「奥入瀬」

〔出席委員〕 林委員(座長)、久保寺委員(座長代理)、鎌田委員、北村委員、小林委員、佐々木委員、笹田委員、田中(榮)委員(代理：小寺青森県地域婦人団体連合会副会長)、田中(久)委員、種市委員(代理：神青森県農業協同組合中央会副会長)、田村委員、月永委員、築田委員、山本委員

〔欠席委員〕 植村委員、遠藤委員、小川委員、菅原委員、田中(知)委員、宮田委員

1 開 会

【司会(松本原子力施設安全検証室長)】

定刻になりましたので、ただいまから第11回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。
はじめに、三村知事よりご挨拶を申し上げます。

2 知事あいさつ

【三村知事】

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

青森県原子力政策懇話会委員の皆様には、ご多忙の中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、先に開催いたしました第10回懇話会では、日本原燃株式会社MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定の締結についてご報告するとともに、同社六ヶ所再処理工場のウラン試験の実施状況及び東北電力株式会社東通原子力発電所第1号機の現況について、それぞれ事業者からご報告をし、委員の皆様から活発なご意見をいただいたところであります。しかし、使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討の結果については、説明を主として行い、改めてご意見をお伺いする場を設けることとしたことから、本日、使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討結果について、委員の皆様からご意見を伺うため、第11回目の懇話会を開催いたしました。

使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討の結果については、去る5月16日開催された県議会議員全員協議会並びに本日午前10時半から開催いたしました市町村長会議で、ご意見を伺っておりますが、本日懇話会委員の皆様からご意見を伺ったあと、県民説明会等でも県民の皆様からご意見を伺うこととしております。

私としては、今後とも、県民の安全、そして安全を第一義に県の原子力行政を進めて参りたいと考えておりますので、懇話会委員の皆様方におかれましては、幅広い観点に立った、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

本日はご出席賜り、ありがとうございました。

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

それでは、これからの議事進行は、林座長にお願いいたします。

【林座長】

皆さんどうもご苦労様でございます。

前は途中で失礼いたしまして、申し訳ありませんでした。今日は最後までおりますので、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、本日の出席者について、事務局より紹介をお願いします。

（出席者紹介）

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

出席者の紹介をいたします。

まずはじめに、懇話会委員におかれましては、委員20名のうち、本日は14名の方にご出席いただいておりますので、順次紹介させていただきます。

座長の林委員でございます。

鎌田委員でございます。

北村委員でございます。

久保寺委員でございます。

小林委員でございます。

佐々木委員でございます。

笹田委員でございます。

田中榮子委員の代理の小寺様でございます。小寺様は、青森県地域婦人団体連合会の副会長をしております。

次に田中久美子委員でございます。

種市委員代理の神様でございます。神様は、青森県農業協同組合中央会の副会長をしております。

田村委員でございます。

月永委員でございます。

築田委員でございます。

山本委員でございます。

次に国等からの出席者をご紹介します。

内閣府原子力委員会事務局から、森本企画官でございます。

同じく伊藤主査でございます。

内閣府原子力安全委員会事務局から、島根安全調査副管理官でございます。

経済産業省資源エネルギー庁から、櫻田核燃料サイクル産業課長でございます。

同じく松川青森原子力政策企画官でございます。

経済産業省原子力安全・保安院から、齋藤核燃料管理規制課長でございます。

同じく蔦澤貯蔵審査係長でございます。

次に使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会から、平川主査でございます。

同じく大桃委員でございます。

同じく松村委員でございます。

続きまして事業者側の出席者をご紹介します。

なお、時間の関係もありますので、各事業者の代表者の方のみご紹介させていただきます。

電気事業連合会から、伊藤専務理事でございます。

東京電力株式会社から、鼓常務取締役でございます。

日本原子力発電株式会社から、鈴木常務取締役でございます。

なお、県側からは、三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、関企画政策部長、高坂環境生活部長、三浦健康福祉部長、中島商工労働部長が出席しております。

よろしく願いいたします。

3 議 事

【林座長】

それでは、早速次第に従いまして議事に入りたいと思います。

本日の議題は、使用済燃料中間貯蔵施設についての一つでございます。

先ほど、知事さんのご挨拶にもございましたが、この議題につきましては、去る4月25日の第10回懇話会におきまして、使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討の結果について説明を受けたわけですが、本日は、これに対する質疑・意見を交換したいと思います。

進め方でございますが、まずはじめに、できるだけ出席委員全員からご発言いただきたいと思っております。アイウエオ順でお願いしたいと思います。時間の関係もございますので、一人5分程度で、できればお願い申し上げたいと思います。

そのご発言が一巡した後で、フリーの意見交換を行いたいと思います。

なお、休憩につきましては、頃合をみて取りたいと思っておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、最初に鎌田委員からよろしく願いしたいと思います。

【鎌田委員】

青森の鎌田でございます。

今回のテーマは、使用済燃料中間貯蔵施設に関わる安全性についてでございますが、この懇話会発足以来、原子力施設の安全ということをテーマにずっとやってきたわけでございます。今回の使用済燃料の中間貯蔵施設に関わる安全性についても、先に県議会で各党派、そして政党の皆さん、いろんな懸念するご意見を述べておられます。

この懇話会の委員の先生方も、先に配られているいろんなご質問の中に、いろんな意見等が述べられてあるわけですが、この安全性についてどうするかということ、私もいろいろ今までお話ししておりますが、極論するならば、もう回答が出ております。それは、品質保証体制を強化して信頼性を強化させていく。そして設備の安全性、人間の信頼性を強化していく。これが安全を保障する場合の基本でございます。口を酸っぱくするほど言ってきたわけでありまして。

したがって、私は今回、別の角度から原子力の安全ということについてお話をする必要があるので。もしくは問題を提起する必要があるんだと考えております。それは、品質保証、信頼性という見地でずっとお話してきましたが、リスク論、安全における原子力のリスク論と安全という見地からも、やはりもっと議論する必要があるんだと。いわゆる事業者の努力による予防的な安全対策というものは、安全対策の基本でございますが、リスクコミュニケーションの社会の構築といいますが、一般の文明の恩恵を預る人々の参加をお願いしまして、そういう人たちの積極的な活動というか、そういうものを取り入れたリスクコミュニケーションの社会の構築ということが、原子力の安全というものを論じる場合に、これは不可欠な要因であるんだと。

この取組は、現在、私の認識する限りでは、原子力関係の企業等でリスクコミュニケーション社会の構築ということで取り組んでいるようでございます。そういう取組を含めて、一つ、企業の現状とそういうものに対する行政の指導についてお話いただければありがたいと思っております。

【林座長】

ありがとうございました。

次に北村委員から、よろしく申し上げます。

【北村委員】

北村でございます。

二点お話ししたいと思います。

前回の議事録の中にも、私が発言しておりますが、今、鎌田委員がご発言になった安全と関連して、事故、実害ゼロを目指すのは当然であります。エラーゼロ、あるいはトラブルゼロを目指すのは、技術的には極めて厳しい要求であって、もしかすると、そのお言葉をそのままに受けると、現場が努力の方向性を誤る可能性もないわけではないと思っております。そういう意味で、ぜひ、トラブルゼロ、エラーゼロではなくて、実害ゼロを目指していただきたいというのが要望の一つでございます。

私自身も、実はこの質問を事前に提出するはずの質問を電子メールで送ったところ、メールトラブルで届いていないようでございます。これが安全に関わる大事な問題だったならば、私はメールの受信確認も求めたでしょうし、ファクスも封書も送ったでしょう。それほど、皆様方の生命、財産に関わる問題ではないので、メールだけ送ってしまいました。やはりトラブルは起こる。絶対になしというのは、これは要求するのは厳しすぎるかなと思っております。実害ゼロを期待したいと思います。それが一点目です。

それから二点目ですが、私自身は、中間貯蔵施設は、それほど非常に大きな危険を抱えている施設ではないと、個人的には思っております。しかし、一方で、それほど危険ではないように見えるものでも、扱いを間違え、対応を間違えると、逆に思いもよらなかったシナリオで、皆様方にご迷惑をかけるようなことが起こらないとは限らない。そうも思っております。

したがって、安全の根幹は、考えにくいことを考える。非常に起こりにくいかもしれないけど、こんなことが起こったらどうなるんだろうと考える労力を惜しまずに、思考の網の目を広げて、

それでしっかりそういう試行実験に対して安全が確保されていることをご確認いただきたいと思っております。

したがって、自己矛盾なようですが、想定外事象と言われるようなことは起こさないように、想定を一生懸命頑張るとというのが一つのあり方だと思っておりますので、その辺に対して、もし、後ほどでもご回答いただけるのであれば、そういう形で、そういう課題に取り組んでおられるか、実態をお話いただければと思います。

これは、今の鎌田委員のご意見とも一部関連している部分だろうと思っております。
以上です。

【林座長】

ありがとうございました。
続いて、久保寺委員、よろしく申し上げます。

【久保寺委員】

私は、再三申し上げてきたことを重ねてここで申し上げたいと思います。

それは、様々な事象はすでにお二方から出ておりますので重ねて申し上げることはございませんが、50年という長い期日、それからまだ物ができている状態ではない。これから作っていくという、そういうところに、やはりこれであればまあ良いでしょう、大丈夫でしょうという、そういう安全性チェック・検討会のご回答が出ているとしたら、それらをきちんと守っていただきたい。そして、それを守っていくことが、50年間風化しないように努力していただきたい。

もう一つは、今はマニュアルがないと、若い人たちが仕事ができないという人が多いように承っておりますが、マニュアル社会のみではいけないと思います。マニュアルは何のために何をするかということをしっかりわきまえた上での手順書であると思います。ですから、むしろ、マニュアルの行間にある大事なことを見逃すことのないような教育訓練をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

【林座長】

ありがとうございました。
小林委員。

【小林委員】

先般、東海第二発電所を見学することができました。それで、260トンUの貯蔵容量の24基のキャスクが収納可能な建屋で、現在は10基置かれておりましたが、中に入りますと、コンクリートの建屋なのにホンワカと暖かかったです。そんなに暖かい日ではなかったと思いますが、何かホンワカ、ホンワカした感じの中でした。

もちろん、低量ですが、放射線も出ている中での崩壊熱は、自然通気という形で外に出されている建屋なわけですけれども。そこで青森県の場合とは思って考えてみました。青森県の場合に

は、10年から15年ということで、3,000トンUという、キャスクに直すと273本くらいなのかなと思いますが、それが第1棟で貯蔵されるということなのです。建屋から自然通気によって外部に出ている放射線が、東海第二発電所のだいたい30倍ぐらいになるのかなと思って、その30倍になった時の放射熱というか、どんな感じになるんだろうなというふうに思って、果たして放射能も外部に出た場合に、安全な量なのかということがちょっと心配になりました。

他の委員からもすでに質問が出されておりますが、最終処分地についてですが、使用済燃料を一旦引き受けてしまうと、50年間は何が何でも青森県としては変わらないのかなと思って、永久貯蔵はしないという確約は、果たしてできるのでしょうかということが気になります。

2002年から最終処分の施設立地の自治体の公募が開始されていますが、今のところ、引き受け可能な自治体はあるのでしょうか。もし差し障りがなかったらお聞きしたいと思っております。

何しろ赤ちゃんが50歳になるまでの長い歳月を管理しあずかっていくということなので、その間、うやむやになって、結局は最終的な処分地まで引き受けなければならなくなってしまうのではと懸念されるのですが、私たちはもう存命しないころなので、私の歳を基準にして存命しないと私は言っておりますが、その頃は、高齢者になっている方もかなり多いのではないかと思います。

例えば、県が10年ごとに契約を更新して、50年間というふうなこともあり得るのでしょうか。お聞きしたいと思います。

以上です。

【林座長】

ありがとうございました。

続きまして、佐々木委員、よろしく申し上げます。

【佐々木委員】

佐々木でございます。

私は、県の医師会でございますので、そこに三つほど出してございますので、後ほどいただければと思います。

私ども、県の医師会は、ここ十数年来、日本原燃などとも、県ともいろんなお話をして参りましたが、正直言って、当初、お話は裏切られることばかり多かったんですが、最近ようやくここ数年、いろいろとお話し合いができるような形で、当たり前のことが当たり前でやってもらえるというような状況になりましたが、ここまた昨年、今年、東京電力ということでございますので、またスタートに立ち戻ったようなことが起こって参りましたので、その点について、今日は大変場違いな質問をそこに出しまして、今更ということが多いようなルーチンなことではございますけども、確認の方々出させてもらいました。

以上でございます。

【林座長】

ありがとうございました。

続いて、笹田委員、お願いします。

【笹田委員】

いくつかありますが、時間もありませんので時間の範囲内でご質問になるかどうかわかりませんが、お聞きしたいと思います。

一つは、1985年に県が核燃料サイクル施設の立地を決めて20年になるわけですが、果たして地域振興とか、そういうことを含めて立地をしたわけですが、この20年間で青森県及び青森県民は、豊かになったのだろうか。そういうふうなことについて、私は疑問に感じます。決して、青森県及び青森県民はこの20年間、核燃料サイクルの立地によって豊かになっていないのではないかと、そういうふうな素朴な疑問を持ちます。

二番目として、前回も申し上げましたが、90年5月にイギリス、フランス、そしてドイツのゴアレーベンに調査に行きましたが、その時に、ゴアレーベンで実際には十分時間をかけてゴアレーベンの使用済燃料の中間貯蔵施設の建設にあたって、十分時間をかけて徹底して議論をしたと、公聴会を含めて、そういうふうな話を伺っているわけです。

実際には、1977年の2月に総合廃棄物処理施設というものをゴアレーベンに建設をするというドイツ連邦政府が決めているわけです。その立地を決めてから、使用済燃料の中間貯蔵施設が完成をしたのが83年です。83年に建設がされても、私たちが行きました90年の5月には、1本も使用済燃料は中間貯蔵施設に搬入をされていなかったと。まだ、議論中であるというふうなことも含めて、その後、搬入はされたということは聞いておりますが、それくらい、建設されてからも7年間かけても、まだ搬入をされていないという、じっくり時間をかけているわけです。どうして青森県は、こういう核施設を立地が決まってから建設にあたって、ものすごく早急に判断をするのだろうか。もっと時間をかけて、いろんな積極的に推進するべきだという意見もあるでしょうし、また、反対をする意見もあるでしょうし、そういう方々の意見を十分聞いて、急ぎすぎないようにして判断をしていくべきではないかと考えます。

併せて、ゴアレーベンの関係からいきますと、私たちが話を聞いてきた中では、実際に金属キャスクに時速1000キロのスピードで飛行機を衝突させて、安全性の確認をすると。マイナス40度の温度に冷却したものを地上9mから落下させると。そういうことでキャスクが、そういったことについても、例えば、チェック・検討委員会では、詳しく、実際、例えば、ゴアレーベンの現地に行って、そういうことを調査して、検討結果をまとめられたのかと。そういうことについても、あまりにも結果をまとめる際においても、性急過ぎやしないのだろうかという感じがいたします。

それから、三番目ですが、これもイギリスに行って聞いてきたのですが、イギリスでは、例えばセラフィールドにあります核関連の施設については、いわゆる操業が終わった後、完全に元の状態に戻すと。そういうふうなことの条件つきで建設をして操業をしているということですから、今回の使用済燃料の中間貯蔵施設、これについても操業開始後50年で施設そのものを廃止するという時に、他の施設、全く原子力と関係ないような施設に転用できるような形で、完全に元に

戻すというふうなことの費用などについても考えているのかどうかということもお聞かせいただきたいと思います。

四番目になりますが、最近、4月だと思いますが、イギリスのセラフィールドのソーブ再処理工場で、評価レベル、暫定の評価レベルですが、「3」の前処理段階で硝酸の溶解液が漏出するという、極めて大きな事故が起こっているという話が、英国のニュース等で知らされているわけですが、その辺のところについて、状況が分かっているのであれば教えていただきたいと思います。

以上でございます。

【林座長】

ありがとうございました。

続いて、小寺さん、お願いします。

【小寺青森県地域婦人団体連合会副会長】

使用済核燃料の最終処分地にしないとの確約や、施設の安全性や地域振興効果など、いろいろ議論されております中で、婦人会としても東京電力さんからの説明を聞いたり、原子力施設を見学するなど、各種様々な機会を通じて勉強して参りました。その上で、中間貯蔵施設は、安全性の高い施設だと思っております。

また、資源小国での我が国にとりましては、将来に渡ってのエネルギー確保が重要で、その一翼を青森県が担っていることは、大変な誇りと思っております。

このような理由から、私は、中間貯蔵施設の計画については、安全を最優先に進めてもらえればと思っております。

以上です。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは、田中さん、お願いします。

【田中（久）委員】

田中でございます。

5月11日、築田委員、小林委員、私、3名で東海村第二発電の方を見学させていただきました。本当に乾式キャスクという中での見学を一つ一つ拝見させていただきました。二重、三重のチェックで、本当に安全なことが、大変なクリーンで清潔な中で、本当にわかりやすく保たれているなと感じました。

例えば、ふとどき者が侵入して、中の貯蔵されているものを取り出そうとした場合には、すぐわかるという線が張って、封をされてシールもされているという、そういうことも原始的かなとも思うんですが、そういうこともちゃんとなされていまして、私は安心して見学を終えてきました。

一つ感じたことは、今はいいであろうと思うのですが、大変な日本の科学技術のレベルはとても進んで良いと思っておりますが、これからの社会で、これからの子どもたちがそういう仕事について、同じことを日本のため、あるいは世界のため、こういう原子力の仕事に携わってやっていく子たちが、どういうものであろうかなとずっと考えながら帰ってきました。

先ほど、本当の豊かさはどういうことかとおっしゃった青森県においても考えてみるとそうなんです。経済的なことだけではないと思うのです。心とそして知的なことと、そういうことの豊かさというものもとても重要なことではないかと思っております。

ですから、今から伝統文化は大人になってやれるものではないんですが、こういう科学技術のことも小さいお子様への教育とか、そういうことはどうなっているのかなと考えておりますが、その点の方、よろしく願いいたします。

【林座長】

ありがとうございました。

次、神さん、よろしく願いします。

【神青森県農業協同組合中央会副会長】

我々農業者の立場としては、もちろん安全確立が第一であります。そういう面では、農畜産物については、消費者から安全・安心なものが求められているわけです。よって、農業者は安全・安心を確保するために、生産履歴記帳運動に取り組んでおりまして、消費者に生産情報を提供しております。

これらの取組の中で、我々が一番恐れているのは、このトラブル発生等によります風評被害であります。一度、この被害が広まれば、払拭するのはなかなか困難であるということは、皆さんご存知のとおりであります。特に事業者は、国民の、もちろん県民に安全性を理解されるPR活動なり説明会を推進しておりますが、特にこの地帯の第一次産業であります農畜産物が安全であるということも理解させていただき活動も併せて展開をしていただきたいと思います、このことをお願いいたします。

以上であります。

【林座長】

ありがとうございました。

続きまして、田村委員、お願いします。

【田村委員】

三つほどあります。

佐々木委員と私、いつも同じような考えになるんですが、従業員の健康管理体制ということについて、私は常々思っていました。あまりにも、例えば、安全性だとか、技術面だとか、事故を起こさないためということになると、従業員がどれだけそれを負担になったり、そのために心にずっと深く持っていて、精神的に、例えばうつ病になるようなことはないのかと。いろんな、あ

まりにも押し付けるようなものではなくて、意識統一して、私たちはこの貯蔵施設をしっかりと管理し守って、国民、県民の皆さんには絶対トラブルだとか、風評被害だとか、いろんなことが無い安全なものになるんだという意識が全て、全員の従業員の中であってこそ、うまくいくことではないかと。そのためにも、あまりにも従業員に負荷が及ぶような教育訓練的なものではなく、意識統一したものになってほしいと。

その中でも、いろんな事故、トラブルを見て考えてみると、人じゃないかなと。そこで働く人、もしくは建設にあたっていても、人の目配り、目がちょっとそれている。要は、俺の役割ではないから、そのことは知らないとか。これは変じゃないかなと思ったけれども、俺の部署じゃないから知らないみたいな心が存在していないかなと。そういう心が少しでもあれば、見過ごすことって多いんじゃないかと思うんです。ですから、そういう人間性、人の訓練というか、訓練という言葉はちょっときついなとは思いますが、特に、人員の健康面を管理しながら、心の方もケアしながら、教育訓練をしていただきたいと。それは、携わる人の中でも、工事に携わる下請けの業者も全て、どういう仕事に携わって、どういう責任があって、どういう安全に配慮しなければならぬかということ徹底してほしいなと思っております。

それから、自然災害についていろいろ検証されているようですが、今年のように異常気象が起こった。もしくはこれからもあり得ることはたくさん考えられますよね。そういうものに対して、もしもこうなったらというものに対しての対処の仕方、絶対無いかもしれないけど、あるかもしれないという、そこまで考えて自然災害についてはもう少し深く検証してほしいなと。地震が何度か起これば地盤も緩んでくるでしょうし、台風がどんどんくれば傷みも激しくなるでしょうし、いろんなものを想定してほしいというのと、特にこういう北国の厳しい所で、本当に大丈夫なのかと、建物及び地盤に対して大丈夫なのかという不安があります。

小林委員がおっしゃったように、私も40年という長いスタンスで契約という形よりも、10年なり15年で一度見直して検討するというか、契約の見直しをするような方向にはできないのかなという気持ちを抱いております。

もう一つは、どのような場合に中止するのかということ、いつも心の中にあるんです。いつ、どんな事態になった時は中止するんだと、もう止めるんだとか、撤去するんだということになるのか教えていただきたいと思います。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは、月永委員。

【月永委員】

月永でございます。

私の方からは、質問という点では特にございません。意見という形で、県の方から事前に徴収ということがありまして、今日配布されている資料の2という、この資料の2の2ページの方に意見を述べさせていただきました。

今回の懇話会の議題、中間貯蔵施設ということで、これにつきましては、青森県が第三者的な

立場の専門家によってチェック・検討が行われたわけで、その報告書という形が出ております。それは、非常に多方面に渡って、多角的な形で検討されたものであります。その報告書のまとめのところを一通り読みますと、予定されている安全対策のための種々の作業、課題等が確実にクリアされるのであれば、同施設の安全性は十分確保できるものと考えられる、というように結んでいるわけです。

こういった県の一連の活動、県としては県議会の説明だとか、市町村に対する説明、それから今回の原子力懇話会での検討、それからこれを踏んで県民への説明という一連のこういった活動というのは、もちろん評価できるということはありません。それから、この安全性チェック・検討会の報告書、そのものもやはり検討結果は十分に尊重されるべきものだと考えるわけです。

しかし、問題は検討会が種々の作業、課題等が確実にクリアされるのであればという条件つきで安全評価を下しているということでございます。この点、種々のいろんな作業、これからも課題を完全にクリアするというような事業主体の責任というのは、極めて重いということが確認される場所だと思います。

今後の事業主体の強い意思と努力に大いに期待するわけですが、具体的には、いわゆる書類に書かれた安全ではなく、書類に書くだけでは非常に簡単なわけですが、それを実行に移して、現場での安全管理に留意するということが非常に重要だと考えるわけでございます。

また、検討会の安全性の評価というものは、報告書には「考えられる」というようなことで結ばれているわけですが、当然ながら、将来のことはあくまでも予測にならざるを得ないという部分がありますが、ただ県民の感情としては、「安全と考えられる」というような表現では、若干不安があるわけです。県民としては、やはり「安全である」というふうに断言してほしいというのが、本来の気持ち、感情だとは思いますが。しかしながら、将来のことはわからないということであれば、やはりこの点に関する理解と信頼を深めるための十分なコミュニケーションを図るための努力がやはり必要だろうと考えます。

以上でございます。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは、築田委員、お願いします。

【築田委員】

築田です。

私も事前質問を出しておりますので、14番からありますので、目を通していただきたいと思うのですが。かいつまんで言いますと、50年後の搬出先は誰もが気にしているところでありまして、その答えは、この回答でも、それからいろいろな会議での回答でも、皆さんご存知のとおり、何も決まっていなと。全てが先送りだということですね。検討会でも、それを検討するのは議題ではなかったと言っていました。

それで、何も決まっていなくて全て先送りなものを信用しろと事業者が言うわけです。県議会の方では、おそらく会派の構成から考えて、これをOKと、信用しましょうと言うと思うのです。

大事なのは、県民がこのことを信用するかどうか。これが何よりも大事なことであるわけです。これは後ほど議論になると思います。

それから搬出先の検討をいつ開始するかという質問に対しては、これも丸ごと先送りしています。やはり、無責任じゃないかなと思います。いろんな事業がありまして、引く手あまたの事業というものはあります。これは後からでも良いと思います。誰でもやりたがる事業というものはありますが、でも、おそらくこの事業は引き受け先はないと私は思います。こういうこと、難しいからこそ、今から見通しを立てて、それで進めなければならないのではないかと思います。

それから、搬出先を検討するのは誰が検討するのかという質問に対しては、新しい会社なのかなと思いましたが、燃料の所有者は電力会社さんだという返事がありまして、意外だなと思いました。ということは、新しい会社は、いわゆる倉庫、保管業なんだなということですね。そうすると、搬出先に関しては、東電さんの分は東電さんが自分で探すということなのかなと。日本原発さんの燃料は、日本原発さんが独自に探すんだなとそういうふうに読みました。この辺も後で確認したいと思います。でも、二社別々に探すのであれば、一緒に探した方が良いのではないかと私は思います。燃料が電力会社で、保管は新会社というのは、意外なことでした。

施設の安全性等についての質問に対しても、荷物の8割が東電さんの荷物になるわけですから、私は東電さんの会社、東電さんの倉庫部門として運営した方が、責任が明確ではないかと思います。

それから、管理会社の収益構造に対して質問しましたら、減価償却という言葉が出ていました。キャスクを減価償却すると書いてありました。私はてっきりキャスクと燃料は一体じゃないかと思っていただけに、非常にこれは意外だった。キャスクは新会社、管理会社のものなんだなということですね。この後に当然、費用対効果とか、収益構造も心配なんですけど、役員が、有給の役員が何人くらいなのかとか、地元雇用が何人なのかとか、年間の収支が何億円くらいで推移するのかとか、その辺も新しい会社だったら聞きたいなと思いました。

それから、新しい会社の信頼性の問題になってくると思います。東京電力さんであれば、これまで何回も何回も東京電力さんの会社がどういう会社であって、どんなことをやって、どういう失敗をしているかというのはだいたいわかっているからいいんですが、日本原発さんは、この間お伺いしたきりなので、日本原発さんという会社がどの程度信頼性があるのかというのは、どういうふうにして確認したらいいのかなと思いました。

それから、やはり寄り合い所帯ということになりますので、やはり無責任になると思います。あくまでも、そういうことではない、東電さんの管理ということがよろしいのではないかと思います。

それから、この間視察に行きましたが、キャスクが、確かにキャスクもそれから建物も50年経てばある程度おかしくなるわけですから、安全を考えて50年という寿命にしているようなんですが、むつの場合、いっそのこと50年経ったらもう一つ別の棟に同じ規模の中間貯蔵施設を建てて、そっくりそっちの方にキャスクも新しく作り替えたキャスクを使って、それで丸ごと移動しちゃえば、例えば伊勢神宮は20年に1回遷宮していますが、それと同じように丸ごと新しい建物と新しいキャスクでポンと移動すれば、今から50年間安全だというわけですから、それから先の50年間も新しい建物と新しいキャスクであれば安全じゃないのかなと、フッとって

皆さんの意見も聞きたいと思いました。

もう少し質問の中に、大陸棚外縁にある大活断層はどうなんですかという質問をしたんですが、これはそんなことは大昔のことだから関係ないんだということでした。これも後で取り上げますが、第4回の検討会では、この活断層について意見交換がなされたとは聞いて、あるところから聞いていますので、このような回答だと私は非常に不満です。

先ほど、貯蔵施設は東電さんの方が良いのではないかと言いましたが、ものは考えようで、やはり東電さんは民間会社ですから、これほど大事な国策の保管であれば、国が一番良いのではないかと思います。この辺はどうでしょうか。

それから、交付金についても質問しました。交付金については、今回は初期の交付金、最初の3年間なんだろうかな。初期の交付金が1.4億と9.8億が2年で、約20億円だというのはわかりましたが、大口はそれ以降の年がずっと続くわけです。その大口の、それ以降の概要すら公表しないのはどういうことなのかなと。むつ市も県も地域振興を考えた場合に、ある程度皮算用をしていると思うんです。それを公にできないのかなと。あるいは、そういった試算は何もしないで、とりあえず向こう3年分のお金だけを計算したのかなと。この辺も疑問です。

それから、初期の交付金の使い道に関しては、先進地の調査とか研修会に主に使うと書いてあるけれども、20億円もの金を地域振興には使わないのかなと。回答だけ読むと疑問に思いました。

それから大事なことですが、むつ市にはメリットが、お金というメリットがあるのはわかるんですが、むつ市を除く市町村、離れば離れるほどメリットはなくて、デメリットの方が大きいと思うんですが、この有形無形の、私は受益の部分と受難の部分と言っているんですが、特にこの受難の部分はどういうふうに考えたらよいのか。この辺も質問したけれども、全然NO回答でした。

たくさんありますけれども、順番ですので一応このくらいにして、また後での懇談に入りたいと思います。

【林座長】

ありがとうございました。

それでは、山本委員、お願いします。

【山本委員】

山本ですが、まず、大きく二つあると思います。質問もありますし、意見もあります。

一つは、単体としてこの施設、中間貯蔵施設を考えるということではなくて、これは前提条件があると。つまり、六ヶ所の再処理工場が今あるわけですので、これの関連がまずあると。それと、再処理工場で行われる、いわゆる、ある意味ではプルサーマル発電等の見通しが立つということ。これが大きな中間貯蔵施設を立地するという前提条件になるのではないかという気がします。

もう一つは、大きく言って、非常に期間の長い問題であるということで、40年から50年と、最長50年という期間、使用済燃料を保管するという、この関係で様々な懸念要素が出てくると

ということだろうと思います。そういうことからしますと、まず一つは、仮に立地が容認されたということで考えた時に、質問ですが、極めて長期間に渡って保管をするわけですから、その機器材といいますか、具体的にいうと、キャスクの気密性が果たして確保されるのかどうか。また、どのような対応で監視をしていくのかということが懸念されます。

二つ目として、施設はほとんど大きなトラブルはないということで、チェック・検討委員会では結論を出していますが、それはそれとして信じたいわけですが、仮に想定外のトラブルや事故があった際に、責任体制がどうなるのかということも懸念されます。緊急時の対応について、具体的に国はどのようにするのか、事業者はどのようにするのか、県はどのようにするのか、そして関係をする自治体はどのようにするのかということ、やはり県民としてはそのことは求めたい。

それと、原子力発電所あるいは原子燃料サイクル施設での事故時の対応と、中間貯蔵施設の事故時の対応について、具体的に相違点があるとすればどのようなものが想定をされるのかをお聞きしたいと思います。

質問の最後ですが、これまた想定外のトラブルや事故があった際に、先ほど神委員からも発言をされていますが、いわゆるこの地域というのは、農林水産業を主として生活をしている地域であります。そうした場合に、農林漁業関係に及ぼす風評被害対策、どのくらいの範囲で、どのくらいの認知度を含めて風評被害対策はどのように考えているのかということも非常に懸念をされるところでございます。

ということ踏まえて、ご意見を申し上げたいと思います。

私は、そういうことからしますと、結論から言って、現実的に六ヶ所の再処理工場ができて、現実的に操業に向けてウラン試験なども今やっている段階でありますし、これはこれでもう立ち上げた以上は、成功させなければ駄目だと思います。そういう点からしますと、事業というのは、中間貯蔵施設の事業の必要性は、私は認めざるを得ないと思います。得ないけれども、しかし、これまた前提条件がありますということで申し上げたいわけですが。要するに、50年という長い間、使用済燃料を50年までには貯蔵した使用済燃料を搬出するということがはっきり謳われております。

つまり、むつ市に永久貯蔵はしませんよということ、具体的にはっきり確約をしていただきたい。これまた懸念されるのは、そういう50年という長いスパンですから、途中で日本の社会情勢、あるいはエネルギー政策が変更になる場合も、これは無いとはいえない。いえないけれども、そのことは十分想定されますが、しかし一旦そういうことで事業の立地にあたって永久貯蔵をしないという、そして確実に50年過ぎれば、最長50年過ぎれば、別な所に搬出をするという、このことの担保は取りたいわけですが。

そして、もっと具体的にいうと、永久保存しないわけですから、50年経った時に、今の時点からどこどこ、都道府県になるのか、あるいは海外も考えられる場合もあると思いますが、確実にむつ市から50年後には、ここの場所に移しますよという、そういう協定を国は青森県、あるいはむつ市とぜひ協定を結んでいただきたい。同じように、事業者においても青森県とむつ市との間で、そういうはっきりとした協定を結んでいただかないと、私どもとしてはどうしてもやはり不安になる。そういうことをまず考えております。

そうでないと、果たして今の状況からいっても、このプルサーマル発電のことを考えた場合で

も、現段階では高速増殖炉の実用化の見通しがまだ立っていない状況でありますし、そういう意味で、プルトニウム利用の技術的な部分も未だに確立をされていないという、そういう非常に不安を私どもは思うわけです。このことが、きちんとクリアされないと、そのままむつ市の方に残るといふ、そういうことが一番、これは県民のサイドで懸念している問題だと思いますので、そうならないために、現段階から、立地の段階からはっきりむつ市においては、50年後には必ずどここの場所に移すと、むつ市以外に移すといふ、そういう協定をぜひ結んでいただきたい。そのことが、容認をする前提条件になると私は思います。

【林座長】

ありがとうございました。

一応、一巡して私が残っているわけですが、私は今回ひとつ遠慮させていただきます。

最後に委員から事前に寄せられた意見が、資料2としてまとめられておりますが、事務局、朗読しますか。

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

回答を先にお願ひします。

【林座長】

はい、わかりました。

それでは、各委員からいろいろお話が出ました。出た委員からの今ここで回答できることがございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

はい、どうぞ。

【東京電力(株) 武藤原子燃料サイクル部長】

東京電力の武藤でございます。

ご質問、たくさんいただきましたが、少しノートが取れたところからお答えさせていただければと思ひます。

まず、冒頭、リスクコミュニケーションの話がございました。これはまさに、原子力施設はどんなものでもそうだと思っておりますが、地元の皆様方のご理解があつて初めて成り立つものでございます。そのためには、我々の事業がどういったような内容なのか、それに伴つて、リスクコミュニケーションということでは、どのようなリスクがあつて、それに対してどのような対策が取られているから大丈夫、安全なのかということをお伝えをした上で、双方向のコミュニケーションを取りながら理解をいただくということが大事だと、こういうご指摘だと思っております。

これにつきましては、このむつのリサイクル燃料備蓄センターにつきましても、これまで地元説明会等を繰り返して私どもはやってきたところでございます。こういったような活動をこれからも通じまして、ご理解をいただくような努力をしていくということかなと思っております。

それから、本当は考えにくいことをきちんと考えてやらないといけないというご指摘がござい

ました。これは全くそのとおりだと思うわけでございます。原子力施設は、まさにそういう考え方で、まず当然安全に物を作るということで考えるわけですが、それにもかかわらず何かが起きたらどうなるのかということまで考えて、いろんな手を打っていく。キャスクの例でいきますと、例えば、キャスクを落下させるといったようなことがないように、例えば二重に吊るといったような工夫をするわけでございます。キャスクが落ちることはないわけですが、それにかかわらずキャスクを本当に落としてみて、安全性が確保できるかどうかといったようなことをきちんと確認をした上で、キャスクを製造する。さらにそういった、元々非常にこれは静的といいますか、何かを動かさないと安全が確保できないというものではございませんが、安全性の非常に高いものでございますけれども、にもかかわらず、その後、運転に入りました後もきちんと状況を監視しながら、当初思ったようなことになっているかどうかということを確認をしていくと。

さらには、非常時の時にはどうなんだといったようなご質問もございましたが、これにつきましては、この施設につきましても、原子力施設でございますので、原子力施設についての防災特別措置法というものがございますので、これに基づきまして必要な措置をどうやって取っていくのかについては、地方自治体の方々のご指導も得ながら、これから相談をして参りたいと思っております。

それからルールだけでは駄目だと、きちんとルールにしたがっているだけでは駄目ですよ、というようなご指摘をいただきましたが、これも原子力につきましては、きちんといろいろなマニュアルを決めて、それを守る。これは基本でございますので、これはしっかりやりたいと思えますが、加えて知識といいますか、自分の頭でもって、こうなったらどうなるんだろうというようなことを考えてみて、常に安全を目指していくというような、安全についての風土といいますか、考え方が非常に重要でございます。ルールをしっかり作って守るということに加えて、そういう知識ベースといいますか、不断の努力をしていくということが非常に大事だと思っております。それはまさに、品質保証活動ということでございまして、これもいろんなところでこれまで繰り返しご説明をしてきているところでございますが、他の原子力施設と同じようにこの施設につきましても、そういった活動をこれから徹底していきたいと思っております。

イギリスのソープの再処理工場の事故のご質問がございました。これも私どもはまだ詳しい話は十分把握しておりませんが、この工場を持っておりますBNFLから、我々が聴取したところによれば、再処理工場はセルと呼んでおりますが、遮へい等を施した密閉された部屋の中に機器を設置しているわけでございますが、その一つのセルの中で水が、水といいますのは、これはウラン、プルトニウム等を溶かした溶液でございますが、これが漏えいをしたと。ただ、その溶液はセルの中に留まっております、周辺への影響は無いということでございます。原因等につきましては、現在調査中というふうに聞いております。この漏えいした溶液につきましては、回収の方法が決まって、その作業に、回収の準備作業に着手をしたところだというふうに聞いております。

東海のキャスクとの関係で、量、熱等が30倍というようなお話がございました。これは、基本的にはキャスクの設計等、あるいは中に入れる燃料をどういう燃料を入れるかといったようなことで、詳細はこれからということでございますが、基本的には、東海でご覧いただきました使用済燃料キャスクと同様の類似のものでもって貯蔵していくということでございます。東海の場合

合でいきますと、表面をお触りになりますといくらか温かい、外気の温度と比べますと多分30度くらい高いんだらうと思います。それとあまり変わらないような状況になるのかなと思っております。ただこの辺につきましては、設計の詳細をこれから詰めまして、細かいところは決めていきたいと思っております。

地震についてのご質問があったかと思いますが、これにつきましても、安全性チェック・検討会等でもいろいろご議論をいただいたところでございますが、他の原子力施設を立地すると同様の考え方で、起こり得る地震というものを調査をいたしまして、建屋の設計をするわけですが、基本的にはキャスクは輸送いたしますので、これはトレーラーに乗せたり、船に乗せて運ぶということございまして、これは地震と比べますと、非常に大きな加速度を想定して、元々設計するものでございます。それを貯蔵しました後につきましても、基本的には設計用の限界地震と呼んでおりますが、原子力発電所でいいますと、安全に関わるような系統を設計する時に仮定するような地震の大きさですが、そういうものがあつたとしても、来たとしても、安全上の機能が損なわれないといいますが、建屋につきまして、安全上の機能が損なわれないようなことで設計をしていくということで考えております。

新しい会社になるということで、その東京電力の責任はどうなんだと、こういう趣旨のご質問があったかと思いますが、これは、日本原電さんと共同で事業を進めるということもございまして、それから、燃料を貯蔵するということに特化した会社だということで、地元の企業ということで、地域に根付いた形で事業を進めさせていただければということで、新しい会社を作りたいと考えているわけでございます。この新しい会社の安全対策、あるいは品質保証活動といったようなことにつきまして、これは当然新会社が当事者として責任を持つわけですが、これは、私ども、あるいは日本原子力発電から、例えば人を出すとか、あるいは適宜必要があれば指導するといったようなことで、我々と同じようなレベルで安全が確保できるように、適切な対応をとっていききたいと思っております。

それから、今年の4月には、電気事業者とは独立しました、日本原子力技術協会というものが設立されたわけでございます。我々原子力事業者の品質保証活動を客観的な第三者の目でもって評価をするということになっているわけでございます。この新しく作ります会社につきましても、この協会の評価を将来的に受けて参りたいと思っております。

まだ他にもご質問があったかと思いますが、とりあえずこのところで失礼します。

【林座長】

あと関係機関から何か。

はい、どうぞ。

【資源エネルギー庁 櫻田核燃料サイクル産業課長】

資源エネルギー庁の櫻田でございます。

私どもの方からご説明した方がよろしいかなというところをピックアップしてお話し申し上げたいと思います。

まず、小林委員からいくつかご懸念が示された中の一つに、放射性廃棄物の最終処分地の状況

はどうなっているのかというお話があったかと思ひます。その話をする前に、まず中間貯蔵施設の位置付けということをもう一度ご説明した方がよろしいかと思ひます。

私ども、原子力政策をやっているわけですが、基本的な考え方は、原子力発電所で使つて出てくる使用済燃料は、再処理をするというのが基本的な方針でございますので、中間貯蔵施設に持ち込まれる使用済燃料も、そこから最終処分地に処分するというのではなくて、基本的にはそこに持ち込んだ使用済燃料もまた再処理をするということが基本的な考え方でございます。そういう意味では、最終処分場ができないことと、使用済燃料の搬出先がないということとは、直接結び付くものではないということをご理解いただいた方がよろしいかなと思ひます。

その上で、最終処分場の立地の状況でございますが、暫く前の会議でもお話したかもしれないので重複するかもしれないんですが、これは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」という法律に基づいて、処分の実施主体として、略称ニューモ（NUMO）とっておりますが、認可法人の原子力発電環境整備機構というところが、この処分をする主体として設立されております。ここが、今、全国の市町村を対象にして、処分地の選定に向けた様々な手続きの一つとして、調査を実施する地区の公募、応募してくださいという募集ですね、これを行っているところでございます。残念ながら、今、ご報告できるような応募があったということではないんですが、こういう公募を地道に続けていますし、また、私ども国としても、このニューモと電力会社などの関係団体とともに、いろんな自治体にも情報提供をして、この事業についてのご理解をいただいて、一日も早く、またたくさんの自治体に応募いただけるように進めて参りたいということで取り組んでいるところでございます。

それから、何人かの先生方から、中間貯蔵施設で貯蔵した後の搬出についての確証が得られないと、どこに持っていくのかと、こういうようなお話があったかと思ひますので、まとめてお話を申し上げたいと思ひます。

まず、最初に国の考え方、全体的な方針をご紹介いたします。これは、原子力委員会の話をするので、必要があれば後ほど森本企画官の方から補足をしていただければと思ひます。

昨年の11月に原子力長期計画を審議している策定会議の中で、核燃料サイクルの政策についての中間とりまとめというものが行われまして、その場で先ほど申し上げましたような再処理をするという基本方針が示されたわけでございます。ただその中で、今、日本の中で再処理をする商業規模の工場ということでは、六ヶ所再処理工場があるわけですが、この六ヶ所再処理工場で処理できる燃料、使用済燃料の量と、それから日本の原子力発電所から出てくる量にはギャップがあつて、六ヶ所で処理しきれないものというは中間貯蔵するというふうに整理をされたわけでございます。中間貯蔵した後の燃料はどうするのかということでございますが、そこについてもその中間とりまとめの中では記述がございまして、ちょっと読み上げます。

中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策は、省略しますが、いくつかの動向などを踏まえて、2010年頃から検討を開始するとなっております。この検討開始が2010年頃からということでございますが、その終期、いつまでにその検討をするのかということについても、ここでは示されておりまして、この中間貯蔵された使用済燃料の処理に必要な施設、例えば再処理施設だと思ひますが、こういったものが建設や操業をしなければいけないわけで、これが六ヶ所の再処理工場の操業が終わるまでに、十分に間に合う時期までにそれができるように結論を得るとなつてござ

います。

したがって、今この時点で検討をするということではないのですが、必ず必要な時期までに結論を得るようにやりましょうと、これが国の方針だということでございます。それが基本的な考え方でございます。

中間貯蔵をした後の燃料の搬出について、国の考え方はどうなっているかということは、いろいろな会合でもご関心が高く、ご説明させていただいているところでございますが、この場をお借りしてもお話ししたいのですが、まず、これは法律的な話がございまして、中間貯蔵というのは、事業者が勝手にできるものではないと。もちろん、地元のご理解とかありますが、地元のご理解を得れば、勝手に進めることができるというものではなくて、これは原子炉等規制法という法律の中で許可を受けなければやってはならないという仕組みになっております。

この法律は、私どもは通称で中間貯蔵といっておりますが、この法律の中でも貯蔵した燃料は、貯蔵が終わった後、この施設から搬出する、持ち出すということを前提に作られております。こういったこともありまして、この規制法の許可を受けないとこの事業ができないんですが、貯蔵の事業の許可の申請書の中に、使用済燃料の搬出の方法というものを書かせることになっておりまして、これが確認されなければ許可されないという仕組みになっております。

したがって、私どもが運用している法律の観点から申し上げれば、これは国会でお決めになった法律でございまして、その法律の中で貯蔵が終わった後に燃料が中間貯蔵施設から搬出されるということが担保されているというふうにいえるわけでございます。

こういう法律はあるだけでは動かないので、この運用をするというのが、経済産業省、これはエネ庁というよりも保安院の事務でございまして、経済産業省はこういう法律をきちんと運営していく、規制をするという立場で厳格に審査をしていくということが求められているんだと思っている次第でございまして。

とりあえず、簡単ではございますが、私どもの考え方をご説明いたしました。

【東京電力(株) 武藤原子燃料サイクル部長】

東京電力の武藤でございます。

今、櫻田課長からお話がございました搬出先の件につきまして、事業者としてどんなふうにご考えているかということについて少し補足をさせていただきたいと思っております。

基本的な考え方、今、国の方からご説明があったとおりでございます。この使用済燃料というのは、9割以上がまだリサイクルできる資源だというのが、国の基本的な考え方でございます。ただ、この資源というのは、技術がなければもう1回使うことができないわけでございまして、その技術が再処理工場であり、あるいはプルサーマルであり、あるいは高速増殖炉であるということかと思っております。

こういった技術というものは、一步一步積み上げて前進させていくという性格のものだと思っております。これは、原子力委員会で取りまとめられた報告の中にも書かれておりますが、例えば六ヶ所再処理工場の運転実績を踏まえて考えていくとか、あるいは今後の高速増殖炉の研究開発がどう進むかといったようなことも踏まえて、2010年頃から検討を進めていくというのが、国の大きな方針かなというふうに理解をしております。

事業者といたしましても、そういった国で進められます大きな方向性の検討に従いまして、今後、これをどう使っていくのかということを考えていきたいと思っているわけですが、先ほど申し上げましたように、これは一步一步積み上げていくということでございますので、現時点でどこということは、これは申し上げられませんが、大きな国の方針は今回の取りまとめでも再度確認をされたということかなと思っております。

【林座長】

各委員からのいろいろな話の中で、はい、どうぞ。

【原子力委員会事務局 森本企画官】

内閣府の原子力委員会事務局、森本でございます。

今、すでに櫻田課長の方からご説明がございましたが、再度確認のためにご説明させていただきたいと思えます。

現行の原子力長期計画において、この中間貯蔵といえますのは、はっきりと使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能にするという位置付けがなされております。さらに、現在、新計画を策定するために、審議中でございますが、昨年の6月から審議を開始しております。その中で、核燃料サイクルにつきましては、昨年11月にこれまで18回に渡る審議を経て、中間的なまとめを行っておりまして、その中で、使用済燃料の再処理については、当面利用になる再処理の範囲で再処理を行うこととして、それを超えた発生する使用済燃料を中間貯蔵するとしております。

それ以降は、櫻田課長が先ほど申し上げたとおりと同じでございます。

それからもう一点、先ほどのご質問の中で、田中委員から子どもというか、若い人たちへの科学技術の教育が非常に大事というご指摘がございまして、これにつきましても、これは原子力に限る話ではございません。内閣府で総合的な科学技術政策の議論を別途行っているところで、そちらでも指摘され、また取組を検討しているところでございます。中でも、原子力につきましては、現行の長期計画の中で、このエネルギー教育とか、あるいは環境教育の一環として、総合的な位置付けの下に教育がなされるべきであるとしております。

また、現在検討中の新計画の策定会議においても、こうした学習機会の充実といったことについて、今、審議がなされているところでございます。

【林座長】

おそらく、まだまだ回答もあると思いますが、ちょっとここで休憩をしたいと思います。

次のご回答を準備しておいてください。よろしく申し上げます。

ではここで10分くらい休憩して、3時5分から再開したいと思いますので、一つよろしくお願ひします。

(休憩)

【林座長】

それでは再開したいと思います。

商工労働部長さんから、トップでお答えしたいことがあるということなので、どうぞ。

【中島商工労働部長】

それでは、小林委員、山本委員他のご意見、ご質問の中で、50年で搬出されることの担保ということでのお話がございました。これにつきまして、県といたしましても、貯蔵期間終了後、使用済燃料が中間貯蔵施設から確実に搬出されることは重要であると認識しておりまして、当原子力政策懇話会におけるご意見も踏まえ、適切に対処して参りたいと考えております。

なお、先ほど、小林委員の方から10年ごとに契約を更新というふうなことのご意見もございました。現在も、原子力関係施設についての協定を締結しているものがあるわけですが、それについては、期間ということに関わりなく、常に進行管理をしていて、状況が変化すれば、それなりに対応していくというふうなことにしておりますので、お話の点については、同じようなことの方が適当ではないのかなと思っております。

それから次に、笹田委員の方から、当施設の前にあるサイクル施設立地に伴う地域振興についてどうなっているんだというふうなことでございますが、サイクル施設の建設によりまして、工事の発注につきまして、昭和60年度から16年度上期までで約2兆1982億円という発注がございます。このうち、約3,812億円を県内企業が受注しております。

それからこの建設に伴う就労でございますが、昭和60年度から16年度上期までで、延べ、1,293万人でございまして、このうち、約764万人、約60%が県内からの就労になっております。このように、厳しい経済雇用環境の中で、雇用確保等に寄与していると理解しております。

また、電源三法交付金におきましては、主なものとして、電源立地促進対策交付金や、電源立地特別交付金が交付されておりまして、平成15年度まで市町村等に926億円、県に151億円、合計1,077億円が交付されております。これらの交付金は、公共施設の整備や地域活性化事業、施設の維持運営等に活用されており、地域振興に大きく貢献しているものと理解しております。

次に施設立地受け入れ、いわゆる原子力施設、当該ものに関わらず、受け入れの判断が早いのではないかとこのことではございますが、本県は昭和59年に電気事業連合会から立地協力要請を受けた原子燃料サイクル事業をはじめ、原子力施設の立地を受けるに当たりましては、必要に応じて専門家により安全性の検討を行い、立地及び隣接市町村等の意向確認、県議会各会派及び県内各派各層の意見聴取等の一連の手続きを経て、国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識の下に、安全確保を第一義に地域振興への寄与も前提として、受諾してきているものでございます。

今回の中間貯蔵施設につきましても、平成16年2月18日東京電力から立地協力要請を受けたところでございまして、県といたしましては、県民の安全、安心に重点を置いた対応という観点から、前回報告した専門家による安全性チェック・検討会を設置し、ご検討いただき、その報告をいただきまして、その検討結果について県議会議員の説明会、市町村担当課長会議、この懇話会にもご説明を開催いたしまして、また、5月16日に県議会議員全員協議会、本日午前中には、市町村長会議を開催いたしまして、ご意見を伺ってきたところでございます。

今後、この懇話会のほか、県民説明会を開催して、ご意見を伺うこととしており、さらには、新たな原子力施設の立地であることから、知事が直接県民の皆様からご意見を伺う場を設ける必要があると考えております。

いずれにしましても、県としては、県民の安全、安心に重点を置いた対応の観点から、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処して参りたいと思っております。

【林座長】

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会 平川主査】

チェック・検討会の平川でございます。

検討会を立ち上げてから、2か月で結論を出すのはあまりにも性急すぎないかということについてご説明申し上げます。

本件につきましては、本年1月18日から3月14日までの間、計6回に渡って、しかも1回当たり3時間ないしそれ以上の時間をかけまして、東京電力及び日本原子力発電が使用済燃料中間貯蔵施設に関し、安全確保のために取ろうとしている基本的な考え方及び主要な安全対策が、専門的知見、国内外の経験等に照らして妥当であり、実施可能であるかどうかについて検討をいたしたところであります。

検討の過程におきまして、各委員から同施設に対する安全性等について、各般に渡りご議論をいただくとともに、精力的に検討を進めたところであり、各委員からの質問が尽きたところで最終的に同検討会の総意として検討結果を取りまとめたものであります。

また、先ほど航空機落下のお話ございましたが、これにつきましても、米国の、日本のデータではありませんが、米国原子力協会が得た評価では、金属キャスクに民間の大型機が衝突しても、金属キャスクは破断することはなく、放射性物質の環境への放出はないという結果が得られているという報告を受けております。

【林座長】

はい、どうぞ。

【日本原子力発電(株) 鈴木常務取締役】

日本原子力発電の鈴木でございます。

築田委員から、日本原電の信頼性の確認はどうか、というお話ございました。私ども、大変申し訳ないんですが、東海第二の乾式貯蔵についてご視察を賜った時は、ごく簡単に当社を紹介させていただきましたが、青森県において私ども非常に馴染みが少なくて申し訳ございません。ちょっと、私どもの会社の成り立ちと現状を紹介させていただいて、今後、いろんな機会にいろいろご理解を賜るようになりたいと思います。

私どもの会社は、昭和32年に設立をされました。これは、9電力が資本を出して、日本の最

初の原子力発電所を作るために、そういう専用の会社を作ったのが最初でございます。事業目的といえますのは、いわゆる原子力発電所の開拓企業化と書いてあるんですが、開拓というのは、北海道開拓の開拓で、企業化というのは企業にするという意味なんですが、いわゆる原子力発電のパイオニアということですよ。

現在、先ほど申しました32年にできて、昭和35年から東海発電所という、これはイギリスから輸入したガス炉なんですけど、これを建設して30有余年運転をしまして、これは平成10年に運転を停止して、今、いわゆる廃止措置という状況に入っております。

その次に敦賀の方に、敦賀1号機という、これは日本で最初の軽水炉といわれるものを作りました。その後、東海第二発電所、これは日本で最初の大型110万原子力発電所というものを作っております。これの付属設備にあるのが乾式貯蔵設備というもので、今度、むつ市にいろいろお願いをしております中間貯蔵と形が非常に似ているというものでございます。

それから、敦賀に、その後、敦賀2号機という、これは日本で最初のいわゆる純国産化というんですが、これは加圧水型という原子炉なんですけど、これを作っております。

現在、敦賀の方には3・4号機ということで、これも日本で最初の改良型PWRという153万キロワットのツインという、非常に大きなものを建設準備をしているということでございます。発電所全てに日本初というものが付く、そういうものを作っていくという会社でございます。

先ほど申し上げましたように、電力が資本を出して作って、したがって、資本の85%くらいは9電力がお持ちで、東京電力さんとの関係でいいますと、28か29%くらい東京電力さんが筆頭株主というような関係にございます。

私ども、今申し上げましたように、そういう意味の発電所を持っていますが、これが9電力と違うのは、我々が作りました電気は、東海でございますと東京電力と東北電力、敦賀の方でございますと、関西電力、中部電力、北陸電力にと、電力会社に電気を売っている、いわゆる卸電気事業ということでございます。9電力の小売電気事業とはちょっと性質が異なりますが、いわゆる規制という意味では、ほとんど同じような形になっております。

信頼云々というお話でございますと、安全性チェック・検討会の方には、当社の品質保証のあり方というものも一応ご紹介させていただきまして、内容的には、9電力、特に東電がされているのと基本的には同じような形の品質保証体制を取っております。

電力会社といえますのは、私どもも含めてですが、例えば東電さんでああいう申し訳ないんですが、2、3年前に起きたようなことが起きると、必ず水平展開といたしまして、同様の対応が求められまして、我々の方も体制を見直すべきは見直す、何か改善すべき点は改善するというのをまとめて、保安院なり何なりに報告をして、それをまた確認を受けるということをやっておりますので、そういう意味では、同じようなレベルにいつもいるようなつもりでございます。

しかしながら、どうも私ども、いろいろ説明不足で皆さんに馴染みがないこと、今、大いに反省をいたしまして、これから本当にいろんな意味でお世話になるので、機会をみてご理解を得られるように努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【林座長】

はい、どうぞ。

【東京電力(株) 堀水むつ調査所副所長】

東京電力むつ調査所の堀水と申します。

安全性に関わる技術的なご質問が何点かございましたので、安全性チェック・検討会の場でご説明しましたものになぞられましてご説明したいと思います。

一点、小林委員の方から、東海第二の施設を見学して、24基のキャスクを貯蔵する施設を見ていただいたと。それから、むつはおよそ300基近くのキャスクが貯蔵されると。それに対して、放射線ですとか、発熱量ですとか、量が多くなるのでどうかというふうなご質問があったかと思えます。

一点、まず放射線に関してです。確かに、東海第二のものに比べて、十数倍の使用済燃料の貯蔵量となって参りますが、まず建物の壁厚ですとか、敷地境界までの距離を取るとか、そういう観点で放射線の線量をしゃへいするということをして、東海第二のものと同敷地境界の所では、ほぼ同等の放射線に低減させるということになって参ります。

次に、発熱量の方ですが、やはりこれも使用済燃料の量が非常に多くなって参りますが、建物もそれなりに大きな建物となって参りますので、給気口の大きさですとか、排気口の大きさも大きくなります。したがって、自然冷却しず空気の総量も貯蔵量に従って大きくなるということがございます。したがって、リサイクル燃料備蓄センターの中での発熱量に対します冷却能力というものも大きくして、東海第二と同等の建物の中の温度を守るというふうな設計をすることとしております。

放射能が漏えいするのではないかとということがございましたが、これにつきましては、キャスクの内部を負圧に保つとともに二重蓋をして、この二重蓋の間を4気圧に加圧して、気密性をしっかりするという事で、放射性物質のキャスクの外への漏えいはないということで、安全性チェック・検討会の場でもその点は確認していただいております。したがって、リサイクル燃料備蓄センターから、放射性物質が外部に出るということはないと考えております。

それから、田村委員の方から、異常気象ですとか、地震ですとか、そういう自然現象で長期間のものを考えてやっているのか、というご質問がございました。

まず気象の条件に関しましては、むつの地点で立地可能性調査というものを行いましたが、まず関根浜の地点で1年間に渡る気象観測を行って、その結果と函館市、青森市、むつに気象観測所があるんですが、この3地点のデータを比較いたしまして、だいたいそれが包絡されるということを確認しております。これら3か所の気象データは、過去30年間にさかのぼって、気温ですとか、降雨量ですとかのデータを整理しまして、そういうものの中で、特に問題なく設計できるということを確認しております。

なお、ゴアレーベンですとか、福島原子力発電所の地点、そういう所の気象データとも比較しまして、特にむつ地点の降雪量等も含めました気象データが、特に異常がないというところを確認しております。

また、地震に関しましても、これから詳細調査をして、実際の地震度というものを作っていく

んですが、そういう原子力発電所で想定されます最大の地震、限界地震というものをもち、建物の設計ですとか、あとは地盤が不安定になる、いわゆる液状化とかそういうものもないというものを確認した上で設計するということをしております。

それから、長期間に渡る観点から、経年変化、経年劣化で問題がないかということでございますが、キャスクを50年に渡って貯蔵しております際に、キャスクの材料ですとか、建物のコンクリートですか、そういう所に影響を及ぼします熱の影響、それから放射線の影響ですとか、そういうものを評価しても、そういうふうに材料が変化、劣化しないという設計をして参ります。

そのようにしていきますので、キャスクの、特に気密性、ここの部分には金属性のシールのリングを使うわけですが、そういうものを使ってこの50年間に渡る気密性を維持するというふうな設計をして参ります。

一方、キャスクの表面の温度ですとか、シール部分の所の気密性ですとか、蓋間の圧力をチェックするんですが、そういうものにつきましては、24時間常時監視をして参りまして、異常がないということを確認して参ります。

それから、1年に1度、国の定期検査というものを受けまして、そこで特に問題はないということも確認されるということになって参りますので、50年間に渡って経年変化で異常がないということを確認し続けるということでございます。

以上でございます。

【林座長】

一応、今まで出たものをとりあえず、どうぞ。

【原子力安全・保安院 齋藤核燃料管理規制課長】

原子力安全・保安院の齋藤でございます。

私は、使用済燃料貯蔵施設の安全規制を担当いたしております。

ご案内のとおり、現時点で事業者の方から事業許可申請が具体的に出ている段階ではございませんので、保安院の立場からは、具体的に踏み込んだお話ができないということについて、まずご理解いただきたいと思っております。

委員の方々からご質問をいただいた中で、鎌田委員の方から、リスクコミュニケーション社会の構築のことで、行政サイドがどういうふうに取り組んでいるのかというようなご質問がございました。

これは、国民に対して原子力安全・保安院がどういうふうに説明責任を果たしているのかという現状についてお答えするというところで、質問への答えとさせていただきたいと思っております。

我が国の原子力安全規制の活動の中で、国民に対する説明責任を果たしていくということが、大きなポイントの一つになっているところでございます。

国の規制、当局あるいは事業者は、規制の活動により、原子力安全が確保されているということに対して、国民の信頼が得られるようにしなければならないと考えております。この時に、我々がこういうふうを考えるということだけを説明するのではなくて、住民の方々の意見をよく聴いて対応するということが必要だろうというふうに考えております。

そういった考え方から、保安院としては広報活動、住民の意見を聴くという広聴とっておりますが、そういった活動の強化を図るということで、各原子力施設に事務所がございますが、そういった所に広報官を設置するとか、あるいはパンフレットとか広報誌、あるいはメールマガジンのような手段を使いまして、広報活動の強化を図ってきているところでございます。

あるいはまた、いろいろ不具合事案があった時に、ある程度結果がまとまってから報告するというので、皆さん方に知らしめるというだけではなくて、とりあえず第一報をそれぞれ迅速に知らせていくと、ホームページ等を使って知らせていくということが必要だろうと考えて、そういうふうに取り組んできているところでございます。

山本委員からの質問の中で、緊急時対応についてのご質問がございました。国がどういうふうに対応するか、あるいは、今回の使用済貯蔵施設が他の施設とどう違うのかというふうなご質問がございました。

この点につきましては、まだ具体的に認可手続きが進んでいるわけではないのですが、仮に手続きが進んでいくという中において、防災対策につきましては、ご案内のとおり原子力災害対策特別措置法がございまして、その規定に基づいて、その法律に規定する事象が、万が一発生した場合に備えて、防災業務計画等を策定することになっておりますし、国の中では防災関係機関の中でマニュアルを作成いたしまして、必要に応じて訓練等をやる等、連携の確保をしていくというふうにご検討されているところでございます。

以上です。

【林座長】

はい、どうぞ。

【東京電力(株) 佐久間立地地域部立地部長】

東京電力の佐久間と申します。

風評被害への対応ということで、神委員と山本委員からご質問、ご意見をいただきました。

私ども、風評につきましては、本日のお話にもございましたように、地元の皆さん、大変ご心配されているということは承知しているところでございます。私どものむつりサイクル燃料備蓄センター、ここは原子力発電所とは機能面では異なりまして、使用済燃料を入れた頑丈なキャスクを長期間貯蔵管理するための静的な施設というものでございまして、いわゆる倉庫的なものでございまして、安全面は確保できるものと考えております。

しかしながら、私どもはリサイクル燃料備蓄センターが、どのように具体的に安全が確保されるのかとか、キャスクの取扱いがどうなるのかとか、そういった諸々のことにつきまして、関係各局方面はもとより、広く一般の方々にも誠心誠意ご説明いたしまして、ご理解を得る努力をしたいと思っております。そういう理解活動を進めることによりまして、風評が発生しないように努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【東京電力(株) 岡島むつ調査所土木グループマネージャー】

東京電力むつ調査所の岡島と申します。

築田委員の方から、大陸棚外縁断層についてのご質問が寄せられました。その活動性につきましては、本日お配りの資料の回答に記されていますとおり、70万年前以降に活動していなくて、しかもそれは詳細な調査あるいは解析に基づいていますと。それは、国の安全審査及び青森県さんでも行われた安全性チェック・検討会でも技術的に裏付けが取れていますという回答をしております。

これを前提に、ご質問の大活断層の評価はどうか、あるいは第4回検討会で議論になった時というものに対して補足の説明をさせていただきます。

まず、活断層という定義ですが、これは、断層と使い分けをしております。断層というのは、過去にいろいろと動いたもの全てを指しております。活断層というのは、その中で将来も活動し、しかも繰り返して今後も地震を起こすであろう断層ということで、活断層です。したがって、この大陸棚外縁断層というのは、活断層ではないといったところをご理解いただきたいと思います。

第4回で議論になったというところですが、これは事実関係を申し上げますと、2月10日に行われました第4回の検討会の中で、本日出席されています大桃委員の方から、極めて仮想的なお話として、この断層が動いた場合にどうだ、というご質問が寄せられました。私の方から当日、再度、これは活断層ではないということを説明した後に、仮想的なお話としてふれたということで、議論になったということではございません。検討会においても、問題視されたという事実はございません。そういったところで、ご理解をいただきたいと思います。

【林座長】

はい、どうぞ。

【東京電力(株) 鹿土むつ調査所所長】

東京電力のむつ調査所の鹿土と申します。

時間がないので、あれですが。笹田委員の方から、セラフィールドの事例を下に、施設は50年後、どうなるのかというご質問がございました。また、他に転用されないのかというご質問があったかと思いますが、私ども事業者といたしましては、確実にその使用済燃料、キャスクを事業所外に50年後までに搬出したしました後、その建物、敷地等は基本的に原状に回復することを考えております。

簡単ですが、以上でございます。

【林座長】

だいたい、各委員からの意見と、ご質問に一応お答えしていただいたわけですが、県の方はいいですか、今のところは、よろしいですか。

それでは、各委員のフリートキングの中で、再度ご質問などありましたら、一つお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

【鎌田委員】

私は、リスクコミュニケーションの社会の構築ということで強調したわけですが、これが充実されてきますと、風評被害というものは、私は克服できると思うのです。先ほど、風評被害に対するお答えの中で、東京電力さんが非常に努力する、非常に抽象的なことをお話しましたが、抽象的なことではなくて、リスクコミュニケーションを強化することによって、風評被害はなくすることができるかと私は確信をしております。

そういうことで、ぜひとも、リスクコミュニケーションは、まだ非常に原子力業界でも、まだ一部の企業で実施しているようでございますが、まだ一般化されていないものでございます。どうか一つ、これを原子力社会の中で充実させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【林座長】

はい、佐々木委員どうぞ。

【佐々木委員】

資料に関連して東京電力さんに直接聞かせていただきます。

東京電力の従業員、結構あると思いますが、今だいたい千人当たり、一万人当たり、うつ病の発生率はいくらですか。先ほど、田村委員からも出ましたよ。答えていませんですよ。

なかなか難しいことで、先般の新聞にも出ていますが、私も労働者の健康福祉機構の一員として、県の所長をさせてもらっていますが、これは日本的に大変難しい問題でございます。事業者は皆隠します。私の出した質問の三つ目のヒューマンエラーにも関係するんですが、今まで、東海村のことにつきましても、皆さんがおっしゃったようなことでは、まず基本的には事故は起こらないとなっている。ところが、人間が予定していない変なことをすると事故が起こっている。そのところについてはさっぱり出てこない。ということで、前回でもヒューマンエラーのことが出たので、その辺のことはどうなんですかということで出しているんですが、肝心なところには入ってこなくて。非常にハードなことは私も聞いておりますし、私も県の医師会の役員になってから十数年でございますが、日本原燃がまだ更地のころから、六ヶ所が更地のころから付き合っているんでございます。そういうことで、今日いろんなお話を伺っていると、そのことはちょっと変わっていない。ただども、それから十何年経っているけれども、依然として県民の不安は消えないということなんです。その辺のことについての解決策は、いくらこういうハードのことを話しても出てこないのかなと、私も残念に思っておりますが、その辺のことについて、大変、人間というものは厳しい。

それからもう一点、立地される予定の下北地区というのは、大変風土的に特徴的な所でございます。知事さんが、大変、医師の確保で走り回ってもらっているんですが、私どもは、大学関係に行きまして、私も小学校にあがる前に下北地区で2年間暮らしました。医者になってからも、むつ病院にも勤めました、ということで、かなり下北のことについては知っているつもりなんで

すが。私も大学におりまして、医師派遣を要請した時に、下北の医療機関に医師を派遣する場合には大変難しいんです。寒冷地を経験したことのない人があっちに行ったら大変です。

それから、家族で行った場合に、奥様とか家族の方が寒冷地とかを経験していないと、だいたいうつ状態になってくる。途中で任期をまっとうしないで帰ってもらうことが非常に多いんです。そういう風土的なところがあるということを前提として、職員の構成を考えていくのかなということも、今、私は感じている。これは私からの要望でございますから、お返事はなくてもいいんですが、そういうことが多々あると。

それから、日本原燃さんの場合には、地元の医師会その他とかなりそういう点では細やかなところから話し合いがあったんですが、昨年、日本原燃の役員の方々が替わられました。先ほど、冒頭で私は言いましたが、昨年から全くそういうことはなくなった。社長さんが替わって、役員の方が替わったら、全く地元の医療機関とは関係がなくなりました。

それから、東京電力さんの出向の方と日本原燃さんとはお付き合いをしまして、今日も東京へ電話してちょっと尋ねておいたのですが、そういうことについても、その方は今のところ聞いていないということでございましたので敢えて申し上げているんですが。

そういうことから言うと、そういうことであれば、例えば、産業医というシステムがございますので、従業員の数に合わせてくると思いますが、パトロールでくるというパターンというものと、常駐するものとあるんです。

それから、日本原燃さんもやっていますが、その施設の中に職員のための診療所、病院を作られるのかどうかというものはっきり出ていません。それであれば、何らかの形でこの地元の医療機関との連携を、今からしておかないと。医師の確保はどうするんだということが大変、県自体でも苦労しているわけですから。

そういうことについて、人間の安全ということについての確保に対しては、全く言及されていないということになれば、これはいかがなものかというふうに、私自身は、自分のエリアのことで気になることがあったので、私はどうのこうのということはないんですが、要望事項として、その辺が全く出てこないのは大変残念だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【林座長】

これは、生活福祉部の方にも関係があると思ひますので、今、佐々木委員のお話は大変重要な問題だと思ひますので、これは今後、やはり注視してこの問題をしていかなければならないと思ひますので、一つ。回答はいいですね、これは。要望でよろしいですね。

笹田さん、どうぞ。

【笹田委員】

再質問的なことになるかと思ひますが。

まず一点目は、4月の中旬だと思ひますが、明らかになっているソーブ再処理工場の事故の全容というものの、国も県も情報入手をして内容を検討していただきたい。これは、現在、商業用の再処理工場というのは、フランスのラ・アーグのUP2、UP3と、そしてイギリスのセラフィ

ールドのソーブ工場、3つしかないわけですから、その3つのうちの1つで、いわゆる83m³の使用済燃料の溶解溶液が漏出をしているということのようですから、これは重大な事故だと思えますので、六ヶ所村の再処理工場を抱えてる本県としても、無関心ではられないということだと思えますから、そういうことで情報の入手に努めていただきたいと思います。

それから、先ほど、山本委員が言われたことに、私は反論するわけではありませんが、使用済燃料の中間貯蔵施設を容認をするというふうな、そういうニュアンスでお話をされたと思うのですが、これは先ほどらいの国の説明でいきますと、東京電力もそうなんです、全量再処理をするという前提で、中間貯蔵施設を立地するということでありますから。そうしますと、この中間貯蔵施設を認めるというふうなことになりますと、再処理を容認するというに、短絡的に言いますとなるのではないかと。そうしますと、結果として、現在六ヶ所村で再処理工場のウラン試験をやっています。この後、アクティブ試験に向かって、いろいろ検証していかなければならない青森県の立場としても、あらかじめ、この後、検証する前に全量再処理をする前提での使用済燃料の中間貯蔵施設の立地を容認することに果たしてなるんだろうかどうか、こういうふうなことの私なりの疑問があるということでございます。

それから、全量再処理をするという前提で、50年間中間貯蔵するということになりまして、50年後にどこに持って行かれるのかと。これも私なりの理解からすると、一番目には第二再処理工場に持って行くということになると思います。第二再処理工場が、その時点で操業をしていないといった場合については、第二中間貯蔵施設に持って行くことになるだろうと。そこも立地がないということになりますと、発生源である原発サイトに持ち帰ると。この三つしかないのではないかと思うのですが、そのことについてどういうふうにお考えなのかと。

それから、50年間、今、長計は5年ごとに見直しをするわけですが、50年間、日本の再処理政策が変わらないという保証がどこにあるんだろうかと。50年の間に政権が変わったり、あるいは重要なエネルギー政策に変更があって、この再処理政策が変わった場合、これはどこにどうされるということ。青森県は、かつての覚書で、日本における再処理政策に変更があった場合には、使用済燃料をプールに入っているものを含めて、乾式の中間貯蔵施設に置かれるものも含めて、持ち帰ってもらうというふうな覚書があったはずでありますから、それとの関係でどうなるのかということについても明らかにしていただければと思います。

三番目であります。中島部長が言われましたが、私は、実感としてこの20年間、青森県及び青森県民が豊かに言われるほど豊かになってはいないのではないかと実感しています。実際は、豊かになっているのかもしれませんが、実感とすれば豊かになっているというふうには思えません。その中で、田中委員が先ほど言われましたが、この科学技術教育といいますか、それも重要なんです、この20年間の間に、じゃ、六ヶ所村も含めて本県の原子力施設、関係施設が立地をされていく中で、果たして、県内の出身者のうち、何人が日本の大学のあるいは大学院の原子力関係に進まれているのかと。本県出身者が、意欲を持って、青森県の原子力の繁栄のために戻ってきて働いているという方が、果たしているのかというふうなことをお聞かせいただければと思います。

四番目であります。労働者被ばくの関係です。平成15年度、16年度のいわゆる六ヶ所村、日本原燃の関係する労働者の被ばく、年間の平均被ばく線量が、東海村あるいはその他の原子力

施設で働いている方よりも、同じなのか、若干高くなっているのか。その辺のところ、データが取られているものがあれば教えていただきたい。

以上です。

【林座長】

はい、山本さん、どうぞ。

【山本委員】

山本です。

私の見解も求められていますので。

私は冒頭に言っているのは、中間貯蔵施設単体で考えるということではなく、六ヶ所の再処理施設工場が稼働されればということが前提条件になるし、あるいはまた、いわゆるプルトニウム利用の技術が確立をされればというようなことが前提になるのではないかと、ということを冒頭申し上げました。その上で、マイナスのイメージだけでなく、そういうことからすると、エネルギー全体のことを考えるとすれば、前段の二つの条件がクリアされた段階でこの問題については、質問等も含めながら立地の条件をクリアするのであれば、それは認めざるを得ないのではないかと、理解をするということを申し上げているわけであります。

そこで、先ほど私の意見あるいは質問に対して、それぞれ関係機関から見解をいただきました。一つ、資源エネルギー庁の櫻田さんから見解をいただきましたが、いわゆる搬出であります、2010年頃から検討すると。必ず必要な時期までに検討するということですし、六ヶ所村の再処理工場の事業が終わった段階で貯蔵施設から搬出されるという見解でよかったですか。

【原子力委員会事務局 森本企画官】

櫻田課長からお答えしたのですが、原子力委員会での長期計画での議論の話でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

六ヶ所の再処理工場が運転を止めた時に搬出するとか、そういう意味ではございません。六ヶ所の施設の容量を超えたものは中間貯蔵すると。それを超えた、中間貯蔵されているものの使用済燃料の処理の方策を、六ヶ所の運転状況等を踏まえて、その処理に必要な施設の建設・操業が、現在の再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに検討する、でございますので、六ヶ所の操業が終わったところで搬出するとかそういうことを言っているわけではなく、むしろ処理の方策の検討をきちんと十分間に合うように行うということでございます。

これまでの計画等では、検討開始時期だけがあつたんですが、それがいつまでに行われなければならないかという検討の後ろの締め切りを示したものでございます。

【山本委員】

じゃ、それはそれとして受け止めておいて。

やはり、特に私は、まさに地元むつ市の出身でありますし、そういうことでは非常に慎重に考えなければならないと思っていました。

したがいまして、50年という期間の長い話でもあるし、最初の段階から、事業は理解するけれども、前提条件がクリアされなければそれはやはり駄目ですよということで、その条件というのは、永久貯蔵をしないで確実に搬出をするという一筆をきちんといただけるのかどうか。それに関連して、搬出する際に、それは50年先になるだろうと思いますが、どこの県のあるいはどこの国でもよろしいです、具体的な搬出先を明示しなければ、やはり私は、国は大変失礼ですが信用できない。これは、私どもも国の法律は法律だというけれども、実際国会で、国の責任で国会で法律を決めてすぐ破っているわけです。例えばの例を申し上げますと、今、郵政公社が発足をして2年経ちました。この郵政公社発足の際に、中央省庁等改革基本法というものの法律に基づいて、郵政公社を立ち上げました。その際、その法律の3条1項の中に、これ以降、民営化等の見直しは行わないという、きちんとした法律の条文があるんだけど、今の状況を見てみなさいよ。首相が自らこの法律を破っているんじゃないですか。だから、私どもは原子炉等規制法という法律は理解します。しますけれども、こういうような国自らが、国会自らがそういう自分たちで作った法律を簡単に破ってしまうという、そういう状況を私どもは見てきているから、きちんとした、本当に確約をした、担保を取った、そういう事前段階からのきちんとしたものがないと、私はとてもでないけれども賛成できない。

以上です。

【林座長】

よろしいですか。

田中さん、どうぞ。

【田中（久）委員】

全く女のような気持ちで話すとすごく変なのかもしれませんが、私は、すごく貴重なものをお預かりするという気持ちでお受け入れしたいという気持ちでいるのです。危険で厄介でどうのこの、50年経ったら出ていけみたいなことは、来る前から、例えば、お嫁さんに例えたら、嫁いでくるお嫁さんに「あなたは危険な嫁さんだから、50年経ったら出て行って頂戴よ」みたいなことは、すごく失礼というか、その嫁をちゃんとケアして育てて、その家に合った嫁にしていくのが、あるべき姿ではないかと、すごく例えが変なんです、思います。

ある夏の出来事なんです、駅に向かって歩いておりましたら、前を父と息子さんが、小学生の二人が歩いて話しているんです。そのお子さんの声から、IAEAとかという言葉が出ていたのがチラッと聞こえたんです。すごい、この親子はと。そういう、確かに旅行者なんです、夏に旅行しに来ていて、親子さんでそうして、えー、こういう親子がいるんだと。だからもっと私はその時に思ったんですが、たくさんの人たちが家族連れでも何でもいらしていただいて、貴重なお預かりしている青森の財産というか、物を見学していただいて、そういう認識をもっともっと高める、風評被害とかそういうことは、逆にそれは見ることによって、百聞は一見にしかず、見ることによって実感で、子どもへの教育もできるし、夏休みの旅もできるし、そういう方々がもっと増えればいいなと、私はその時思ったのです。

ですから、貴重な物を青森県はお預りするんだという気持ちになったらいいかな。委員会と

というのは、文句を言うだけの会ではなく、先ほども佐々木委員がおっしゃったように、要望というか、いろんなリクエスト、要望する会でありたいなと思っております。

【林座長】

今回のこの会に出席できない田中委員からのコメントがあるんですが、これは資料が渡っているんですか。渡っているんですね。これ読み上げます。渡っているのであればよろしいのではないかなと思うんですが、よろしいですね。

はい、どうぞ。

【中島商工労働部長】

質問の関係でございます。

県におきましては、日本原燃株式会社と覚書を締結しておりまして、再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、県、六ヶ所村、日本原燃が協議の上、日本原燃株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとするということで、その場合には施設外に搬出するということを約束していることをお知らせいたします。

【林座長】

はい、いよいよ築田委員どうぞ。

【築田委員】

どうも。

今のあれですが、本題の前なんだけれども、協議の上なんですよ、文言では。協議の上でやる。本当に拒否するのであれば協議の上ではなく、直ちに元の場所に戻すとか、国の責任において直ちに戻すというふうな表現にするんだったら、なるほどなと思いますが、協議の上、これはやはり法律上の逃げ、曖昧さではないかと思えます。まず一つ。

それから、今、山本さんがおっしゃったのは非常に感銘したんですが。今はあの憲法ですら見直そうという時代です。山本さんは法律を壊されたというけれども、法律は壊されるのではなく変わるんですよ、時代に。時代と社会が変化すれば、当然、人間が作った法律もそれぞれのニーズに合わせて変わっていくわけですから、当然あり得ることだと思います。そういうものを普遍なんだと思う方がお人よしじゃないかなと思います。

言いたいことはたくさんあるんだけど、一つだけ先に確認しておかなければならないのは、たぶん県の方の答弁では、前回の懇話会に大臣級の確約をというふうに蝦名副知事さんがおっしゃったんだけど、私は、大臣級というのは、ほとんど評価しないんです。なぜかという、50年前の大臣が誰が何をやったかというのは、普通は覚えていなくて。田中真紀子さんが科技庁の長官で来たのは、何年前だったかなというのがポツと思出すくらいですから。ですから、何十年先に、何十年か前に大臣が何らかの覚書を交わしたということが、それほど担保になるとは、私は全然思えない。せめて、これを担保を取るのであれば、国際間では首相というか、国の代表と国の代表が世間が注目している中で、覚書なりか何か調印をすると、これはか

なり国と国の約束事で拘束力が強いと私は思います。

だから、もし知事が誰かと約束をするというのであれば、知事が約束する相手は事業者や大臣ではなくて、首相しかいないんじゃないかと。首相であれば、日本国中が注目して、生き証人になるのではないかと。このくらいの担保がなければ、信用ということは無理ではないかと思えます。県が誰と約束をしようとしているのか、これから注目したいと思えますが、これに関しての意見です。

【林座長】

非常に難しい問題ですね、これは。

その前に、先ほど田中知委員の、皆さんに資料が渡っているんですが、ぜひ、県側でここを読ませてくれという話ですので、読んでください。

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

本日、欠席しております田中知委員からご意見が寄せられておりますので、読み上げたいと思えます。

資料2の1ページ目の下の方でございます。

使用済燃料の中間貯蔵施設は、「単なる静的な貯蔵であるから安全である」という見方もありますが、使用済燃料中に含まれる放射性物質が多量であること、及び、約50年間に渡る貯蔵であることを考えると、その安全性の検討は、謙虚にかつ慎重に行うべきであります。この意味から、約50年という貯蔵期間に渡る安全機能、特に密封性能の劣化に対する評価・対策、及び、中間貯蔵後の輸送容器としての取扱いが重要と考えましたので、それらに関連する質問をさせていただきます。

これは資料1に記載しておりますが、ガスケットの寿命だとか、輸送容器の性能等の質問がございます。その質問への回答を拝見し、貯蔵期間中の密封機能の劣化、外国でのトラブルに対する対策等について、適切な検討がなされていることが確認できました。

しかしながら、約50年間という貯蔵期間を考えれば、その間に得られる新たな技術的知見や国内外の先行施設におけるトラブル経験を、必要に応じて、貯蔵・管理に適切に反映していくことが重要であると考えます。特に、「むつ」の施設の場合は、東京電力と日本原子力発電が新会社を設立して施設運営を行うようですが、貯蔵期間を通じて、新会社における技術能力維持向上と最新の知見の習得反映は言うまでもなく、母体の電力会社等で得られる新知見や技術的能力等も新会社に十分に反映される必要があります。そうすることで、トラブルを未然に防止し、あるいは、万一トラブルが発生した場合でも、適切な対応が可能になると考えます。今後とも、新会社の特に技術的能力、品質管理能力を多大の関心を持って見ていきたいと思えますし、一方、母体の電力会社等におかれては、今後、長期間に渡って、新会社を適切に支援していくことを望みます。

また、中間貯蔵後の使用済燃料の取扱いについては、原子力委員会新計画策定会議での中間とりまとめにありますように、2010年頃から検討が開始されることになってはいますが、再処理されることが基本と認識しています。中間貯蔵後の使用済燃料の取扱いについては県民の関心が極め

て高いところ、確実に搬出されるということの確認を今後とも適宜行い、県民に知らせることが必要と考えます。

以上でございます。

【林座長】

はい、どうぞ。

【築田委員】

私たちは、11回こうやって一生懸命勉強させてもらったんですが、どうですかね。私は、一生懸命自分なりに勉強しているつもりなんだけれども、非常に難しい、皆さんの説明についていくのが精一杯でそれでも空回りする。何が言いたいかという、私たちは、単なる一県民に過ぎないわけで、大事なのは、こういう機会を作って説明してもらっている私たちが理解するのは当然頑張らなくてはならないんだけれども、100何十万の県民が広い原子力施設、青森県内の原子力施設全体に理解をして、賛同してくれているかどうか、これに尽きるわけです。これについて、皆さんといつも議論したいと思いながら、議論する時間もないまま今日も終わっているんだけれども。

今日私は、やはり聞かなければならないと思う。この間の質問の中に、この原子力関係について、県民の理解を求めるために、わかりやすい資料はできているんですかと私が質問を書いた。その答えは、いろんな検討結果をホームページに載せている、こういう返事でした。だからこれを平たく説明すれば、特に県民に理解してもらおうようなわかりやすい説明資料は、特には作っていません。また、配ってもしません。私はいつもこういうふうに判断しているんです。それをいつもアピールしているつもりなんだけれども、なかなか反応がよくない。

例えば、青森県、豊かで活力ある地域づくりを目指して原子燃料サイクル施設の立地に伴う地域振興、16年3月。知りましょう安全への対策、青森県、日付はない。原子力防災対策のしおり、万が一の時に備えて、青森県、14年3月。青森県の原子力行政、こんなに分厚いやつ。これを私はこの委員をやって手に入れて読んでいるんですが、こういったものが、県民に届いているかどうか。要らないという人は要らないんだけれども。普通は、誰よりも県民が主役の県ですから、何よりも県民がわかりやすく、読んでわかるような資料を一番先に作って、それを各家庭に配って、できれば一家団欒の時に父さんが、奥さんや子どもさんと一緒に原子力のことを話して、一生懸命対話すると。こういう家庭教育がまず基本だと思う。その上で、家庭の意見をまとめて、お父さんやお母さんが一票を投じる。これで初めて間接民主主義が成り立っているはずだと思うんです。

でも、原子力に関しては、少なくとも我が家にはこういったのは一冊も届いていない。おそらく、県の担当者も「やっています。」とは言えないと思う。あるいは説明はしている、説明会はやっていると言うかもしれないけれども、その説明会の結果で参加して県民とかあるいは参加できなかった県民がよく理解できたという報告があったのかどうか。これが非常に大事だと思う。

先ほど国の方も、風評対策を含めて、国民に理解を進めるのは国の責任だとおっしゃった。かねがね県知事は、国にそういった教育とか活動を強く求めるんだと言っている。国は「やります。」

とは言っているかも知れないけれども、その結果、国民の間に、特に青森県のこの原子力行政に関して、広く理解が深まったかどうか。これを検証するのが一番大事なことです。やった、やったというのは誰でもできるんです。大事なのは、作った資料を経済産業省さん、考えよう原子力、この資料を全国民にちゃんと配って、学校でも教育して、あるいは家庭でもちゃんと読み合わせをして話題にしてもらって、その上で国民の大多数が、半数以上が、よく理解して賛成してくれる、これが本当の世論だと思うんです。

読んでも、実際のところわからないですよ。プロが作った、原子力のプロが作ったパンフレットだから、それなりの言葉がびっしりなっている。一生懸命、絵とか写真は使っているけれども。だから、これも駄目なんですよ。できれば、広告というか、見せるプロを使って、漫画とかそういうものを使って、わかりやすい資料を、本当にお金をかけても、何十億かけてもやはりやる。それがスタートではないかと思うのです。

だから、県民の合意を得られたという根拠がどこにもない。あるのは、今日の午前中、おそらく首長会議ではおおむね賛成したと思います。でも、その首長たちが地元に戻って、住民たちと原子力に関して対話して、住民たちから、「いいんだよ、いいよ村長さん。俺たちはみんな賛成だから、村長さん行って賛成の手を挙げてきてよ。」というふうに言った、そういうやりとりをしたということは、私は1回も聞いたことがない。県議会も党派構成からいうと、おそらく受け入れるでしょうね。でも、その県議たちが地元に戻って、有権者や住民たちと原子力について話しをしたいんだと。一生懸命勉強してきたら、皆と対話したいから集まってくれと。そういうやりとりをしているという話も僕は聞かないですね。少なくとも私の地元ではそういうことはない。

そういう住民、県民との対話をやらないで選ばれた首長や県議会が、いくら同意しても、それは県民世論と言わないと思う。現に、県が一生懸命やっている。お金を掛けて県がやっている政策マーケティングブック、毎年やっているでしょう。これで、今回も82.5%の人が原子力施設に不安を感じると書いてあるんです。これだって県民には届いていないんですよ、皆さん。県民には何も言っていないんですよ。82.5%が不安を感じる、当たり前だと思うんです。僕は、100%だと思うんです。原子力施設に不安を感じないと書く人の神経がしれないですね。

ただ、原子力施設に不安を感じる、その先があるはずなんです。不安を感じるけれども、青森県はこうこうだから、このくらいは仕方がないと思って私は受け入れますという人もいるだろうし。不安を感じるから、徹頭徹尾こういったものは避けてほしい、今以上に増やさないでほしいという人もいるだろうし。あるいは、何が何でも反対だから、全部ポシャにしてほしいと。だから、不安を感じるのは82.5%でも、その先で賛成、反対、中立というのは、いっぱい枝が分かれるわけです。だから、県の政策マーケティングも、そういうところまで入り込んで、やはり調査すべきだと思います。1回やればよいと思う。そんな3年、5年で変わるわけがないんだから。

今日、佐々木先生から、お医者さんの立場から貴重な意見が出た。すごく有意義である。だから、農業者の団体からも、農業者の不安の話が前に出ましたよね。そういうふうには、県民各界各層から出てきているわけだから、それぞれ各界各層の不安と希望を持ってこなければ嘘だと思うんです。連合は労働者の声を持ってきているわけです。地婦連はご婦人方の声を持ってきていると思うんです。

そういうものも含めて、やはり県は今一度、1回でいいと思うんです。原子力施設どうですか、今こうなっていますが、これからこういうふうに進めたいんですが、皆さんの意見を聞かせてくださいということ、県民説明会だとか、ご意見を聴く会とか、絞った人ではなくて、全県民が参加できる形で意見を求める。これを強く私は求めたい。

【林座長】

はい。たくさん、いろいろ今日はお話が出ました。今日、各委員から出たお話で、各関係者の回答ができなかった部分、またはもっと詳しく知りたいという場合には、事務局でそれを取りまとめ、次回まで一つよろしくお願ひしたいと思います。

およその時間を過ぎましたが、最後、ありますか、何か。

いいですか。

そういうことで、一応、予定の時間が回りました。今日はこれで終了させていただきたいと思ひます。

なおかつ、先ほど申し上げましたとおり、各委員からの質問等の中で、回答がある場合には、ひとつ、次回までにまとめていただひて、我々委員に配布していただひたいとお願ひ申し上げたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

4 閉会

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

座長をお務めいただきました林委員、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして、第11回懇話会を終了いたします。

閉会にあたりまして、三村知事からご挨拶がございます。

【三村知事】

私からも、座長には大変ありがとうございましたと、一言まず申し上げたいと思ひます。

さて、本日は、青森県原子力政策懇話会委員の皆様方には、使用済燃料中間貯蔵施設について、長時間に渡って活発かつ忌憚のないご意見をいただいたと感じました。

本日、皆様方からいただきましたご意見につきましては、県民の安全、そして安心を第一義に原子力行政全般を進めていく上に当たりまして参考にさせていただきたいと考えている次第であります。

委員の皆様方には、今後とも引き続き、県の原子力行政に当たりまして、特段のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

【司会（松本原子力施設安全検証室長）】

これを持ちまして、第11回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。

本日は皆様、ありがとうございました。